

仕 様 書

1 契約の名称

羽幌霊園草刈払業務

2 業務の場所

羽幌町寿町236番地（羽幌霊園）

3 業務の仕様

（1）草刈の範囲

別紙のとおり

（2）実施回数

3回
1回目：6月20日まで
2回目：7月15日まで
3回目：8月10日まで

（3）報告の義務

草刈業務を完了したときは、1回ごとに完了報告をしなければならない。

報告期限：1回ごとの業務完了から10日以内

報告内容：業務完了通知書、記録写真（作業の前後が確認できるもの）

4 契約期間

契約締結日から 令和5年8月10日

5 その他

- （1）刈払後の草は集めなくてもよい
- （2）墓碑周りの草刈りを行うときは金属製の刃は使用しない
（ナイロン製またはプラスチック製を使用すること）
- （3）故意または過失により墓碑を傷つけた場合は、墓碑使用者にその損害を賠償するなど適切な対応をするものとする。
- （4）本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、町民課環境衛生係と協議の上、定めるものとする。